

G8 環境大臣会合議長総括（環境省仮訳）

G8 各国並びにブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ、欧州委員会環境担当委員、国連高官及び IUCN(国際自然保護連合)の環境担当閣僚等は 2007 年 3 月 15 日～17 日までポツダムにおいて会合を行った。

我々は 2 つの重要な地球規模の課題である気候変動と生物多様性の損失について議論した。最も重要な目的は、共通点を見出し得るお互いの関心事項について開かれた議論を行い、見解の相違を調整することであった。また、我々は、ステークホルダーとの議論により恩恵を受けた。

我々は、環境問題に関する国際的交渉を早急に進展させるため、より幅広い見識が必要であることを認識した。経済的発展、貧困との闘い、地球規模の安全保障、利用可能なエネルギー、教育への投資は国際環境に関するプロセスへ統合されなければならない。

議長は以下のように議論の概要を要約し、その総括した内容をサミットの議長へと引き渡す。

1.) 生物多様性

我々は、生物学的多様性は我々の生活及び地球規模の経済発展にとって必須の基盤であることを強調した。我々は世界の貿易のおよそ 40% は農業、林業、水産業、植物由来の物質を利用した製薬といった生物由来の製品や加工品に基づいていること、また生物多様性は技術革新のための大変貴重な貯蔵庫となっていることを強調した。我々は、生物多様性は最優先の政治的課題でなければならない、地球規模の経済的政策の不可欠な要素でなければならないことを強調した。我々は、生物多様性に関する経済学的研究に強い関心を表明した。

我々は、継続的かつ劇的な生物多様性の損失と、健全な生態系がもたらす天然水循環、肥沃な土壌、安定した気候といった、生命に必要な生態系の機能の低下が生じていることを深い関心をもって認識した。

我々は、人間の生活にとっての生物多様性の基本的な重要性並びに貧困の撲滅及びミレニアム開発目標の達成における生物多様性の重要な役割を強調した。

我々は、既に特に発展途上国において着手されている、生物多様性の保護活動についてより良く知り、理解する必要性について合意した。我々は、生物多様性の損失によって生じる深刻な結果と、その非常に重要な経済的価値が、大半の一般の人々や政治的決定を下す人々に十分には理解されていないことについて議論した。その結果、我々はコミュニケーションの改善が必要であることを認識した。

我々は、生物多様性の損失と同様に、その保全及び利用によって得られる利益とコストについては、異なる分野、社会的集団、国家あるいは地域間でしばしば不平等に分配されており、公平性の問題が全面的に考慮されるべきであることを強調した。我々は共通ではあるが差異ある責任という概念を再確認した。

我々は、総合的かつ統合的な政策アプローチが不可欠であり、また、政府、企業、利害関係者及び消費者を取りこんだ一連の規制的手法、経済的インセンティブといった、政策の融合が必要であることを強調した。我々は、保護区域や持続可能な生産方式といった直接的な保全政策の重要な役割に加え、もし我々の経済の本質的基盤の安全性が保たれるのであれば、生物多様性の問題を貿易、開発、金融及び運輸といった、関連する全ての分野に組み込むことが必要であることについて合意した。

我々は、生物多様性、気候変動、経済問題および貧困の撲滅の再連携がこれらの地球規模の課題を適切に解決する上で必要であることを認識した。

リオサミット及びヨハネズブルグサミットの合意に基づき、我々は生物多様性保全のための追加的資金源の問題について議論した。このような状況において以下のメカニズムについて検討が行われた：

ODAの増額および国家開発戦略における統合； 市場メカニズム並びに証明書、公的調達及び炭素市場； 補償メカニズム； 利益共有及び官民パートナーシップ並びに資源管理の改善

我々は、森林減少に伴う排出の削減に関する補償メカニズムについて検討することに合意した。

我々は、遺伝子資源へのアクセス及び適正かつ公正な利益共有の重要性につい

て議論した。現在、発展途上国の公平かつ公正な利益共有に対する要求を十分に満たす国際的な体制は存在せず、また、交渉プロセスは依然として科学的発展、技術革新及び新たな市場の創設のための確固たる基盤を提供していないという問題が提起された。

我々は、生物多様性と気候変動は密接に結びついており、生物多様性及び気候変動の問題を共に一貫して取り組むためには更なる努力が必要であることについて合意した。これに関連して森林減少に伴う排出の削減、持続可能なバイオマスの生産、そして適応対策と、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する戦略との連携が特別な注目に値する分野であると考えられた。

地球規模の課題に取り組むためには、我々の努力を著しく拡大することが緊急に必要であることを認識し、G8各国と主要な新興工業国は議長の見解である「ポツダム・イニシアティブ - 生物多様性2010及び10の行動（付属書参照）」を基本的に支持した。更に、多くの国々、特に主要新興工業国は、更なる行動の重要性と明白な必要性を強調した。

2.) 気候変動

課題への直面

我々は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によって確認された気候変動に関する科学的知見に合意した。人為的な気候変動は加速しており、より一層の排出削減に向けて、迅速かつ断固たる政策的対応が早急に求められる。

気候変動の結果について深く考える時、自然環境のみならず、経済的発展、世界金融、国際安全保障にとっても、気候変動がハイリゲンダムサミットにおいて取り上げられ、そして人類にとってこの重大な課題が世界の指導者によって取り組まれるであろうことを歓迎する。迅速な行動が無ければ、地球規模の経済的成長や、特に発展途上国における発展は危機に直面する。

持続可能な開発及び経済的成長と気候の保全との統合

我々は、先進国と途上国双方について、気候の保全、持続可能な開発及び経済的成長に関して統合的な戦略を策定することによってのみ、成功に至るであろうという見解を共有した。我々は、先進国と途上国双方における良い成功例を確認し、それらは気候変動問題に対する積極的政策が素晴らしい技術革新及び技術開発の機会を提供していることを示している。気候変動に取り組むことは、多様で副次的な利益も伴う、持続的な成長と世界レベルでの発展の確保を意味する。

現状の認識、更なる行動の促進と支援

我々は、先進国は排出削減のための努力を大幅に強化するためのリーダーシップを取り続けなければならない、それは途上国による行動強化のインセンティブにもなりうることで合意した。

我々は、先進国が発展途上において犯した過ちを途上国が繰り返すことについて、世界各国はそれを容認できないという見解を共有した。

我々は、現在の、途上国における気候変動を緩和するための広範な活動を歓迎し、そしてより総合的な行動をもたらし、また経済的成長と環境の悪化を切り離すために適切なインセンティブが設けられることが必要であるという見解を共有した。インセンティブと気候の保全に関する効果的な公約はそれぞれに固有の実情に応じて調整されるべきであり、「共通だが差異のある責任」という原則と個々の能力に基づいて運用されなければならない。

我々は、国際的なプロセスは加速されなければならない、合意された明白な原則によって支援されるものであると確信する。従って、我々は異なる見解を越えるための対話を強化し、効果的な解決のため、早急に取り組むことで合意した。

我々は、相互支援的な国家的、地域的、そして国際的政策や財政的枠組みを開発することが必要であり、それらは国連の気候変動問題に関する交渉やグレンイーグルズ行動計画のような他のプロセスにおいて蓄積された経験の上に成り立っているものであり、またそれらに取って代わるものではないことを強調した。

我々は、国連の下での交渉プロセス（気候変動枠組条約及び京都議定書）は、

国際的な気候保全政策における将来の合意にとって適切なフォーラムであるという考えを再確認した。

我々は、産業界に長期的な見通しへの信頼を提供する必要性を強調した。気候変動問題に関する国際的な取組に空白が生じることを避けるため、また、新たな地球規模の炭素市場に継続性を与えるために、総合的かつ柔軟で、公正な政策的枠組みに関する交渉が2007年に開始され、2009年までにこのプロセスを終了することについて多くの支持が得られた。

ポテンシャルの最大限の活用

我々は、気候変動に取り組む上で、また同時に適切な価格でのエネルギーの十分な供給の確保の上でも、技術は鍵となることについて合意した。我々は、エネルギー効率性がこれら二つの課題に取り組む戦略の中心であることを認識した。

我々は、気候に優しい技術の開発、普及及び移転、特にエネルギー効率、再生可能エネルギー、炭素回収貯留（CCS）といった技術に対して明白なインセンティブを与える長期的政策枠組みを共同して要求した。市場に新たな技術をもたらすための明確な技術革新に関する目標を備えた技術ロードマップは有用であるとの見方がなされた。

我々は、今日の気候に優しい技術に対する投資の規模は、大幅に強化される必要があり、現在の規模では、気候変動を緩和するために必要な根本的变化を引き起こすためには余りにも小さいということに合意した。国際的な炭素市場を強化することは、投資の流れを拡大することに大いに貢献する。

様々なインセンティブの利用

我々は、気候変動問題に取り組むためには、排出権取引、基準、税、自主的取組といった様々な手段が必要であることについて合意した。温室効果ガス排出の必要な削減のための効果的かつ強力な手段として市場メカニズムの重要な役割を評価した。

国際的な炭素市場の更なる発展と拡大が、既存の技術及び革新的技術の展開のために、より豊かで、かつより流動性の高い資源を創出することが支持された。しかし、公的調達を含む政府の支援及び奨励がなく、市場メカニズムにのみ頼るだけでは不十分であろう。

気候に優しい投資決定の究極的インセンティブとして、我々は気候変動問題に関する政策の全般的方向性について長期的方針を提供する必要性を認識した。産業革命以前のレベルに比べて2 以上の地球規模での気温上昇 - これを越えると気候変動による影響は人類にはとても手に負えないと考えられているが - これが可能性的のある一つの基準であると考えられた。

不可避な変化への適応

我々は、気候変動は緩和と適応という二つの要素を含む早急な地球規模での対応を求めていることを強調した。緩和の延期は適応の必要性を深刻化させ、究極的にはいかなる適応に関する努力も危険にさらすことになりうる。

我々は、気候変動の影響は、既に感じ取られており、特に途上国における貧困層は被害を受けやすいことが認識されていることを強調した。

我々は、先進国は途上国が気候変動への適応に関して行う取組に対して支援する責任があることについて合意した。気候変動に関する保険に対する革新的なアプローチといった、最も被害を受けやすい人々のためのコストをカバーする、効果的で財政的に強固なメカニズムが求められている。

森林減少による排出の削減

我々は、森林減少による排出の削減の必要性に関して合意した。森林を保護することは、温室効果ガスの排出及び生物多様性の保全に対してともに大いに貢献する。我々は、森林保護のためのインセンティブについて検討を行い、また、この取組に対する支援について先進諸国による可能な手段を検討する。

(ポツダム・イニシアティブ - 生物多様性2010及び10の行動)

1) 生物多様性の地球規模の損失における、経済的重要性

生物多様性の地球規模の経済的価値、生物多様性の損失に伴うコスト、および、保護対策に失敗した際のコストと効果的な保全のコストの対比についての、分析のプロセスに着手する。

2) 科学

生物多様性の科学的基礎を強化し、科学と政策の間のインターフェース（接点）の改善に取り組む。この意味において、科学的助言を提供するための生物多様性に関する国際的科学機構（IMOSEB）に関する進行中の協議プロセスを支援する。

3) コミュニケーション、教育および社会の認識

既存の努力に基づき、地球上の既知の生物種すべてについて入手可能な情報を収集・作成することを目的とする、また科学的協力の拡大と同時に一般社会の認識の向上のための情報・意識向上のツールとして利用し得る「地球規模生物種情報システム」の構築を検討する。

4) 生産と消費のパターン

政府行政機関、産業界、市民社会および消費者を巻き込む政策の統合を強化し、規制対策、市場刺激策と市場参入、行動規範、認証、政府調達、環境影響評価等のメカニズムを効果的に組み合わせる。

これに関連して、木材、バイオマスに特に焦点を当て、違法伐採に取り組むため、2005年の森林の違法伐採に関するG8閣僚声明に基づき、持続可能な木材の貿易を促進するための調達の事例や基準における自主的な協調などの具体的なイニシアティブを実施する。

5) 野生動植物の違法取引について

野生動植物の違法な取引に起因する生物多様性に対する深刻な脅威を認識し、ワシントン条約（CITES）の枠組みの中で、また、「野生動植物違法取引対策連合」のような、政府行政機関、国際機関、NGO間の効果的なパートナーシップを通じて、違法な活動と闘うための協力を強化する。

6) 侵略的外来生物種

侵略的外来生物種による、生物多様性と生産システムに対する増大する脅威を考慮し、我々は、侵略的外来生物種の特定、阻止および統制管理における取組を拡大し、例えば早期警戒システムの開発や外来種リストの作成および情報共有などを通して、国際的協力を強化する。この関連において、我々は「地球規模侵略的外来種プログラム (GISP)」の活動を歓迎し、支援する。

7) 海洋保護区の地球規模ネットワーク

公海における保護する価値のある生息地の特定と、それら生息地の保護の確保のため、関連した調査研究を増強し、協力を強化する。

8) 生物多様性と気候変化

気候政策と生物多様性政策の連携の向上を目指す。我々は、気候変動の緩和と適応において、また、森林伐採による炭素排出の削減において、生物多様性の側面が同等に考慮されることを確保する。一方にしわ寄せがくること(トレードオフ)を減少させ、双方にとって望ましい解決策を実施するように努力する。

9) 資金調達

パートナー達と協調しつつ、開発協力をステップアップさせ、生物多様性問題を更に開発協力に組み込む。この意味において、より統合された企画と、双方にとって望ましい戦略とプロジェクトの実施を目指す。法律に従い、環境影響評価の体系的な統合に努める。

金融セクターに、意志決定に生物多様性を効果的に組み込むよう働きかけるとともに、重要な指標となるイニシアティブである赤道原則を歓迎する。

生物多様性の保全と持続可能な利用、並びに貧困との闘いのため、既存の資金調達手段からの資金調達を拡充するとともに、追加的・革新的機構の必要性和選択肢を検討することとする。この関連において、生態系サービスに対する支払制度の概念及びその実行可能性につき、検討することとする。

10) 2010年とそれ以降に向けての取組

2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる「2010年目標」の達成のために全力を尽くしつつ、人間活動による生物多様性の損失を早期に停止させることが緊急に必要であることを認識する。この意味において、「カウントダウン2010イニシアティブ」と「絶滅ゼロ同盟」の取組を歓迎する。2010年目標の達成とそれ以降のために、国家目標と国家戦略を作成し、実施する。

これに加え、いくつかの国、特に5つの新興工業国は、以下の更なる活動の重要性と、明らかな必要性を強調した。

- 1) 取得と利益配分に関する国際的枠組みの2010年までの創設
- 2) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための新たな追加的資金リソースの供給
- 3) 技術移転
- 4) 研究開発への参加
- 5) キャパシティー・ビルディング